

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการประหยัดพลังงาน การใช้พลังงานทดแทน
หรือการลดผลกระทบต่อสิ่งแวดล้อม ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 1/2564

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 1/2564 号に基づく
省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷軽減による
効率向上措置に基づく奨励申請

仏暦 2564 年 (2021 年) 1 月 13 日付投資委員会布告第 1/2564 号、件名「効率向上措置」に基づく省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷軽減による効率向上のための投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請者は、仏暦 2565 年 (2022 年) の最終営業日までに「投資委員会布告第 1/2564 号に基づく省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷軽減による効率向上措置に基づく恩典付与基準に従う奨励申請書添付書式 (F PA PP 28)」とともに、一般事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01)、サービス事業用投資奨励申請書 (F PA PP 03)、または中小企業 (SMEs) 用投資奨励申請書 (F PA PP 29) を用いて、「奨励申請書」を提出する。

1.2 恩典申請者は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前に奨励申請書を提出すること。また入れ替える機械は新品のみとする。なお、所定の基準・指標に沿ったものであれば、会社全体のプロジェクトとして申請、または入れ替える部分のみ申請してもよい。但し、省エネは奨励申請のプロジェクトのみ検討する。

1.3 恩典申請者は以下のように奨励申請の基準に従うこと。

1.3.1 指標

実施事項	布告に基づく指標	所定の指標
省エネ	<u>指標 1</u> エネルギー使用量を所定の割合で削減すること。	プロジェクトの削減できた分のエネルギーの金額が、免除される法人所得税の金額以上であること。
代替エネルギー使用	<u>指標 2</u> 適切に代替エネルギーを導入し使用すること。	化石燃料 (石油、石炭、天然ガス) の代わりに、所定の代替エネルギーを使用すること。

実施事項	布告に基づく指標	所定の指標
環境負荷軽減	<u>指標 3.1</u> 大気汚染物質、汚水または廃棄物の排出量を所定の割合で削減すること。	大気汚染物質、水質汚濁物質または廃棄物の排出率が、使用している技術に応じて適切な割合で下がること。
	<u>指標 3.2</u> 温室効果ガス排出量を所定の割合で削減すること。	温室効果ガス排出量が、使用している技術に応じて適切な割合で下がること。

なお、奨励申請年の前年を基準年とし、実施終了 1 年後に割合を計算すること。かつ、基準年と同じ生産量/稼働した事業規模で計算する。

1.3.2 指標の詳細

以下の通りに各事項の実施割合を決定した。

指標 1：エネルギー使用量を所定の割合で削減し、プロジェクトの削減分のエネルギーの金額が免除される法人所得税の金額以上であることについては以下の指針で検討される。

- (1) 削減分のエネルギーの金額の換算期間：当該プロジェクトの削減されたエネルギー5 年間分の金額。但し大規模プロジェクトの場合は適切に検討する。
- (2) 免除される法人所得税の金額の換算期間：法人所得税免除期間 3 年間分の金額。

指標 2：代替エネルギーの導入については、奨励申請者の既存エネルギーの使用量と比較し適切に検討する。なお、プロジェクトで使用される代替エネルギーの種類および量を検討する。

指標 3.1：大気汚染物質、汚水または廃棄物の排出量を所定の割合で削減することについては、最低限を定めず、使用している技術に応じてケースバイケースで検討する。なお、大気汚染物質、汚水または廃棄物の排出削減は環境に影響を及ぼす著しい種類および量のみであること。

以下の通りに詳細を決定した。

- (1) 大気汚染物質排出率および濃度

法律で定められた通りに埃や二酸化硫黄などの各パラメータの濃度を示すとともに、大気汚染物質排出率 (LOADING) を～トン/1 年の単位で下げる事とする。

(2) 排水率

奨励申請前後の排水率に関するデータを～立方メートル/1年の単位で提供し、排水率を下げる事とする。

(3) 水質汚濁物質排出率

法律で定められた通りに BOD や COD や各種重金属などの様々なパラメータの濃度を削減するとともに、水質汚濁物質排出率 (LOADING) を～トン/1年または～立方メートル/1年の単位で下げる事とする。

(4) 廃棄物排出量削減

生産工程およびサービスによる廃棄物排出量を～トン/1年の単位で削減する事とする。

指標 3.2 : 温室効果ガス排出量を所定の割合で削減することについては、最低限を定めず、使用している技術に応じてケースバイケースで検討する。なお、温室効果ガス排出量の削減はタイ温室効果ガス管理機構により認証されている種類および量のみであること。温室効果ガス排出量を～二酸化炭素換算トン(tCO₂e)/1年または～二酸化炭素換算キログラム(kgCO₂e)/1年の単位で削減する事とする。

1.3.3 機械入れ替えの範囲は以下の 2 つの場合において検討される。

- (1) 生産ライン・サービス提供で直接使用する機械の入れ替え 例：
ガラス製品の生産ラインで使用する溶解炉の備品または燃料、連続生産ラインの中の繊維加熱用スチームボイラー、加工食品の生産ラインの中のオーブン、並びに工場および冷凍室の冷却システムでの環境にやさしい冷媒を使用するための機械の入れ替えなど。
- (2) 生産ラインの補助機械の入れ替え 例：工場で使用する電力発電用スチームボイラー、廃水処理設備、電力配電網からの電力購入に代わる事務所用建物ではないサービス施設・工場内の自家発電用ソーラーパネルの設置など。

なお、関係機関から工学的認証を取得していない設備改善の場合は、本措置に基づく奨励申請可能範囲外となる。

1.4 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を希望する場合は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前に検討・承認を得るために、奨励証書発給日より3年以内にプロジェクト変更を申請すること。

1.5 恩典申請者は奨励証書発給日より3年以内に実行を完了させること。また、事務局が指定する書式を用いて操業開始を申請すること。

第2項 対象および恩典

2.1 奨励取得者の資格

- (1) 奨励申請事業は仏暦 2564 年（2021 年）1 月 13 日付投資委員会布告第 1/2564 号に基づく業種であること。また、仏暦 2564 年（2021 年 3 月 8 日付投資委員会布告第 Por.1/2564 号に基づく業種を除き、奨励申請時に投資委員会が公示した対象業種であること。
- (2) 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的で省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷軽減に関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。
- (3) 環境負荷軽減の場合、恩典申請者は、関係政府機関の定めた環境管理の基準および条件に従い事業を行い、汚染物質排出値が法律で定められた管理基準値を超えないこと。
- (4) 温室効果ガス排出量の削減に関する環境負荷軽減の場合、恩典申請者はタイ温室効果ガス管理機構により登記され、温室効果ガス排出量について認証されること。また、奨励申請日の前より1年以内の温室効果ガス排出量の認証結果を有すること。

2.2 付与される恩典

- (1) 機械の輸入税を免除する。
- (2) 法人所得税を3年間免除する。ただし、投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を法人所得税免除対象とする。
- (3) 免除される法人所得税換算に使用される投資金額は、以下のものから計算される。
 - (3.1) 建物費用とは、建物の貸借料を除き、機械入れ替え対応のための建物の建設または改築である。
 - (3.2) 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態になるまで関係する様々な費用を含め、効率向上に使用される機械費用である。しかし、機械のメンテナンスサービス料金は除く。なお、機械賃貸借の契約期間1年間以上の賃借料も含まれる。

- (4) 他の政府機関から同様な目的での事業支援ための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

第3項 法人所得税免除の恩典使用指針

- 3.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。
- 3.2 法人所得税免除の恩典使用は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として使用すること。分けて一部だけ使用することは出来ない。
- 3.3 被奨励者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典使用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は数え続けられる。
- 3.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の2つの場合において検討される。
 - 奨励証書発給日から3年間以内に操業開始を申請する場合：投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで数える。
 - 奨励証書発給日から3年後に操業開始を申請する場合：投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から3年間となる日まで数える。なお、操業開始延期が許可される場合は、指標に向けて実施するための延期のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額を法人所得税免除金額に換算しない。
- 3.5 法人所得税免除恩典を申請する各会計期間の法人所得税の上限額は、実際の投資金額の50%とする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2565 年 (2022 年) 5 月 17 日